

火災共済ニュース No.2

令和 4 年 7 月 発行
山形県火災共済協同組合
9 9 0 - 8 5 8 0
山形県山形市城南町 1-1-1
霞城セントラル 13 階
TEL : 023-647-2380



第 6 8 回 通 常 総 代 会 開 催



車 椅 子 寄 贈



不安定な天候への備え

第 68 回通常総代会開催

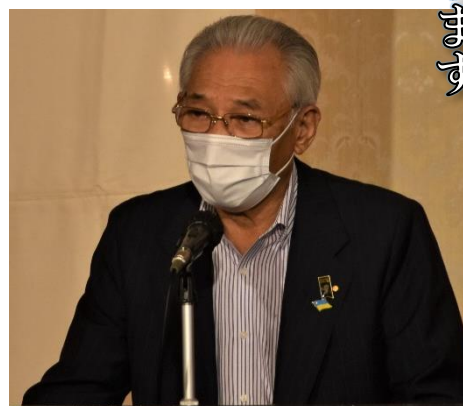


今後も組合員の貴重な財産を守り、経営安定と事業の継続に貢献できるよう、ニーズに合った契約を推進してまいります。

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

去る6月24日(金)山形市のホテルメトロポリタン山形において、第68回通常総代会が開催されました。

冒頭、小野木覺理事長より、3年ぶりに開催された通常総代会にご出席いただいた事へ感謝の言葉が述べられ、総代110名中、本人出席が49名、書面出席52名で、半数以上の合計101名の出席となり、全ての議案は有効に成立可決されました。



理事長挨拶

小野木 覺 理事長



開会・閉会挨拶

安藤 博章 様



来賓挨拶

山形県産業労働部 商業振興・経営支援課

課長 小林 直樹 様



議長

山形県たばこ販売協同組合

理事長 菊地 守 様

車椅子を寄贈させていただきました！

当組合では地域福祉に貢献した活動を、自動車共済をはじめとする共済事業を通じて行っております。

令和4年6月7日に**特定非営利活動法人 大地様（鶴岡市）**、令和4年6月15日に**社会福祉法人 山形市社会福祉協議会様（山形市）**へ車椅子の寄贈をさせていただきました。

社会福祉法人 山形市社会福祉協議会様への車椅子寄贈の様子はブログでもご紹介いただきました
(URL: <https://www.yamagatashishakyo.or.jp/blog/blog-7382/>)。

当組合では今後ともこのような活動を通し、地域福祉に貢献してまいります。

また、ご契約者様の交通事故ゼロを目指し、その一環として交通安全講習会も行っております。安全運転の意識を高めるため、一度交通安全講習会を実施してみたいはいかがでしょうか？ぜひ、お気軽に当組合までお問い合わせください。



特定非営利活動法人 大地様
令和4年6月7日



社会福祉法人 山形市社会福祉協議会様
令和4年6月15日

不安定な天候への備えは万全でしょうか？

早くも梅雨が明け、夏らしい暑さの続く日々となりました。
それに伴い、突発的な雷雨等の発生も増加しております。

雷による被害の前に、もう一度加入内容のご確認をおすすめいたします。



<用語ワンポイント：共済契約対象について>

- ① 建物：建物および建物に付加した設備(電気、通信、給排水、冷暖房、エレベーター等)
- ② 家財：家庭用に使用している生活用品(電化製品、衣類、パソコン、タンス等)
- ③ 什器・備品：業務用に使用している業務用品(電化製品、通信機器、事務用品、作業用品等)
- ④ 機械・設備：工場内で稼働する機械、屋外設備(一般機械、冷凍装置、屋外キューピクル等)
- ⑤ 商品・製品：商品、製品、半製品、原材料等(仕入原価が基準になります)

山形県火災共済取扱商品一覧

①火災共済

建物や建物内収容物を火災や自然災害等の損害をお支払いします。

②自動車総合共済 MAP

自動車事故に係る経済的損失からお客様をお守りします。

③まごころ共済(自動車事故費用共済)

任意共済では難しい誠意部分をカバー。円満解決へお役に立ちます。

④医療・傷害総合保障共済

予期せぬ病気やケガで必要になる経済的負担を軽減します。

⑤休業対応応援共済

火災、台風、地震等で休業した際の事業継続を応援します。

⑥地震危険補償共済

地震による火災、損壊、水災を実損害で補償します。



お見積りに際して、ご加入中の保険証券をご用意いただければ、同条件にてお見積りいたします。

また、上記以外の商品につきましてもご案内の出来るものがございます。

是非、この機会に見直し等ご検討いただければと思います。

山形県火災共済協同組合

TEL : 023-647-2380

山形県山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル 13 階

FAX : 023-647-2382



自動車共済サービスセンター(平日昼間)

Tel : 023-647-2383

Fax : 023-647-2382

24 時間事故受付(土日祝・平日午後 5 時以降)

Tel : 0120-258-340

無料ロードサービス(対象車のみ)

Tel : 0120-13-3219

もし、事故が起きたら…。

- 1.まず、けが人の救護をお願いします。
- 2.二次災害が発生しないよう危険防止。
- 3.警察へ連絡をお願いします。
- 4.事故の記録を正確にお願いします。
- 5.サービスセンターへご連絡下さい。
- 6.被害者には誠意をもってご対応ください。